

秋田市建都400年記念イベントカレンダー・ポスター  
制作に係るデザイン提案競技審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 秋田市建都400年記念イベントカレンダー・ポスター制作に係るデザイン提案競技の実施にあたり、試作品および企画書等を評価し、作成業務の委託業者を選定するため、秋田市建都400年記念イベントカレンダー・ポスター制作に係るデザイン提案競技審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員会の庶務は、秋田市建都400年記念事業実行委員会事務局において処理する。

(委員長)

第3条 委員長は、次条に掲げる委員である秋田公立美術工芸短期大学学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

(委員)

第4条 委員は、次の者をもって充てる。

秋田公立美術工芸短期大学学長 石川 好

元秋田公立美術工芸短期大学教授 青木 隆吉

秋田市建都400年記念事業実行委員会委員長 小玉 得太郎

秋田県産業経済労働部観光課副主幹 進藤 裕人

秋田市商工部商業観光課長・秋田観光コンベンション協会評議員 黒丸 惟之

秋田市建都400年記念事業実行委員 竹島 仁子

株式会社JTB秋田支店営業課長 山本 浩幸

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(解散)

第6条 委員会は、所期の目的が達成された時点で解散するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月14日から施行する。

秋田市建都400年記念イベントカレンダー・ポスター  
制作に係るデザイン提案競技審査要領

(目的)

- 1 この要領は、秋田市建都400年記念イベントカレンダー・ポスター制作に係るデザイン提案競技審査委員会設置要綱(以下「審査委員会設置要綱」という。)第7条に基づき、秋田市建都400年記念イベントカレンダー・ポスター制作に係るデザイン提案競技の審査にあたり、必要な事項を定めるものである。

(事業の内容)

- 2 本業務の趣旨、内容および仕様等については、別紙「秋田市建都400年記念イベントカレンダー等制作に係るデザイン提案競技実施要項」(以下「実施要項」という。)のとおりとする。

(選定要件)

- 3 採用作品の選定にあたっては、実施要項に掲げた条件を満たしており、作品および企画書の内容等が、秋田市建都400年記念事業の主旨等を考慮し、合致したものであることを要件とする。

(審査方法)

- 4 審査は、審査委員会設置要綱第4条に掲げる委員が、試作品および企画書を一次審査し、一次審査を通過した企業によるプレゼンテーションの内容を踏まえて最終審査する。
  - (1) 一次審査では、コンセプト デザイン 見やすさ 創意工夫 購買意欲の5つの観点から評価(A=3点 B=2点 C=1点 D=0点)し、その合計値の高い順にイベントカレンダー3作品、ポスター5作品(同点の場合はAが多い方)を選定するものとする。
  - (2) 最終審査では、プレゼンテーション実施後に、委員がその内容を踏まえた総合的な評価による協議のうえ、イベントカレンダー1作品、ポスター3作品を採用する。

附 則

この要領は、平成15年4月14日から適用する。